

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
お待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

### ～医療的ケア児など重度障害児への支援が手厚く

平成30年2月5日、厚生労働省会議室において開催された第17回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、介護報酬・診療報酬と並び障害福祉サービスの報酬改定の結果が示された。

その中の放課後等デイサービスや児童発達支援の報酬改定の主なポイントは以下の通りとなる。

#### <医療的ケア児・重症心身障害児への支援を促進>

気管切開のために吸引が必要となるなど、医療的ケア児には医療的な支援が欠かせないが、医療的ケアができる看護職員が在籍する事業所の数は限られている。そのため、ケアが必要な子どもたちは事業所を利用することができず、自宅で家族が介護することが多いという状況があった。

今回の改定では、一定の基準を満たした医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、ケアが必要な子どものニーズに応じた支援が受けられるよう、看護職員の加配を評価する報酬体系が検討されている(看護職員加配加算/医療連携体制加算)。送迎サービスにおいても、吸引などのために職員を配置する場合に、加算が認めることが言及されている。また、医療的ケア児が体調を崩しやすいことを踏まえ、欠席時対応加算が拡充される見込み。これまで予定していた利用者が急に欠席すると、事業所は収入がなくなってしまい、事業継続が難しくなるという問題があった。この加算により医療的ケア児に対応する事業所の経営が安定化するというメリットがある。

加えて、通所が困難な医療的ケア児については、自宅への居宅訪問型児童発達支援が新設される予定。また、重症心身障害児の指定児童発達支援を行う利用定員10名以下の事業所については、報酬単価がアップする見込みであることが示された。

こうした報酬改定を受け、重度障害のある子どもの支援環境の向上が望まれる。

### <事業所の質の向上を促進>

児童発達支援を行う事業所では人員について、現在は指導員又は保育士を配置することとなっているが、平成30年度からは児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者で、かつ半数以上が児童指導員又は保育士であることが求められる見込み（ただし、すでに指定を受けている事業所については平成31年3月31日までの経過措置が設けられる）。

※放課後等デイサービスについては平成29年4月1日から義務づけられている（但し、この時点ですでに指定を受けていた事業所については平成30年3月31日まで経過措置期間）。

児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所の職員配置についての報酬も改定が予定されている。

指導員加配加算が見直され、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加え、1人以上のスタッフを配置した場合、つまり基準以上に手厚い人員配置を行っている場合に、さらに評価される見込み。このとき配置される職員が理学療法士などの専門職員の場合や児童指導員などの場合、その他の従事者の場合、それぞれで受けられる加算単価が異なる。専門性の高い職員は高単価である一方、資格のない従業員の場合は単価が低くなる。

また、障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算が見直される。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・看護職員など、専門職員を配置し、機能訓練や心理指導を行う場合の加算が現状より高く設定されることになる。強度行動障害者養成研修を修了した職員を配置する場合の加算も新設される（強度行動障害児支援加算）。

このように専門性の高い職員、強度行動障害についての知見がある職員を配置する事業所に対して手厚い報酬となることが示されている。

また、児童発達支援を行う事業所に対して自己評価結果の公表も義務づけられ、未公表の場合は15%報酬減算がされることが示されている（自己評価結果等未公表減算/平成31年4月1日から適用）。

※放課後等デイサービスについては平成29年4月1日より自己評価結果公表が義務づけられている（ただし、左記時点ですでに指定を受けていた事業所については、平成30年3月31日まで経過措置期間）。自己評価結果等未公表減算については平成31年4月1日から適用。

### <地域で保育・教育を受けられる体制を促進>

現在、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などが、障害児が通う保育所や学校などと連携して個別支援計画の作成を行った場合、1年に1回を限度として加算があった（関連機関連携加算）。今回この回数が1か月に1回までとなり、支援計画作成による事業所への報酬が大幅にアップする見込み。これにより、関係機関とのより緊密な連携が促進されると思われる。

また、通所支援事業所を退所して地域の保育所や学童クラブなどへ通うことになった場合の「保育・教育等移行支援加算」の新設が予定されている。上述の個別支援計画での連携なども実施しながら、障害のある子どもが地域の子どもたちと一緒に育つことを促進する施策と言える。

### <障害の程度やサービス提供時間を踏まえ、放課後等デイサービスの報酬にメリハリ>

放課後等デイサービスの基本報酬については全体的に引き下げの方向となった。さらに、現在は一律となっている基本報酬について、利用する子どもの状態を踏まえた指標が設定されることになる。

具体的には、食事・排泄・入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児、もしくはコミュニケーションや自傷、他害など所定の項目について13点以上の重度の障害がある子どもの数が全体の50%以上かどうかで、報酬区分が変わることになる。この判定を誰が行うのかについては、まだ明らかにされていない。重度の障害児の利用が半数以上の事業所については3%強の引き下げ、それ以外の事業所については10%程度の引き下げとなる見込みとされている（平日、授業終了後に支援を行う場合、利用定員10名以下の場合の例）。

また、サービスの提供時間が3時間未満の場合はさらに報酬が下げられることになる。短時間のサービスを行っている事業所は全体の12.8%にあたる。なお、この利用時間には送迎時間は含まれない。

つまり、軽度の障害がある子どもの利用が多い事業所や、短時間のサービスを行う事業所については報酬が下げられるため経営に影響が出る可能性がある。

### <送迎加算の見直しは次期検討事項に>

今回の改定では成人障害者が対象の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所については送迎加算が見直されることになったが、放課後等デイサービスについて今回は見直しや改定は行われず、次期改定時に検討・検証を行うこととされた。

放課後等デイサービスでの送迎加算の廃止の可能性については今回の改定では現状維持となる見込み。ただし「障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知」するとしており次期以降の見直しの可能性は残っている。

### <障害のある子どもや家族への影響とは？>

今回の議論では、より重度の障害のある子どもへの支援が充実するような報酬改定が示された。今まで自宅で介護するしかなかった家庭にとっては地域の中でさまざまなサービスを利用しながら生活していく可能性が広がったと言える。

また、障害の程度が軽度の場合は保育所や学童クラブなどへ通えるよう、支援を充実させていく方向が示された。

成人障害者についても、障害が軽度の場合は仕事については作業所から企業での一般就労へ、住まいについてはグループホームから1人暮らしへ、障害が重度の場合は入所施設からグループホームへ、という風に地域の中で生活していけるようにするという方向での報酬改定だが、これと同様の考え方だと言える。

障害のある子どもや大人が生まれ育った地域の中で生き生きと暮らしていけるような支援がこの報酬改定を機により一層充実していくことが望まれる。

※ウーマンエキサイトより抜粋

▽平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（厚労省）▽

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193399.html>

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

1

# 利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

## 1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの**基本報酬**について、**障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する**。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、**短時間報酬を設定する**。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、**基本報酬について一定の適正化を図る**。

### 【現行の基本報酬の例】

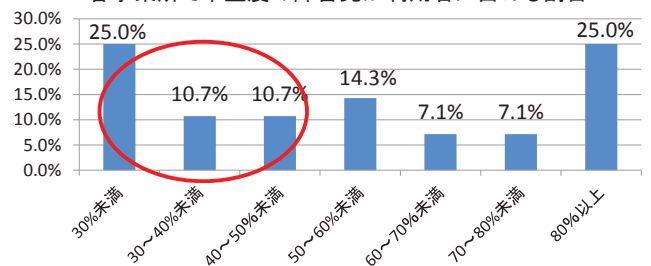
- (1) 授業の終了後に行う場合  
・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合  
・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）

### 【見直し後の基本報酬の例】

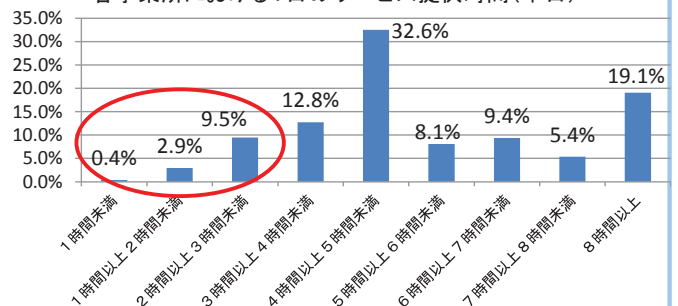
(1) 授業の終了後に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	通常時間	指標該当	656単位	それ以外	609単位
	短時間		645単位		596単位
(2) 休業日に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	区分	指標該当	787単位	それ以外	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間（平日）



## 2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。 155単位/日×2名分
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。 1年に1回 → 1月に1回
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。 500単位/回 等

8

## 介護報酬改定を了承 医療と連携強化へ

厚生労働省は1月26日、社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長＝田中滋・慶應義塾大名誉教授）に平成30年度介護報酬改定案を示し、了承された。医療と介護の連携を充実させ、利用者の自立支援や重度化防止につながるサービスを推進する。基本報酬は特別養護老人ホームなどで増額したが、各サービスの事業収入は加算に頼る構造は変わらない。

介護報酬全体の改定率は昨年12月にプラス0.54%に決まった。厚労省は各サービスの収支差率、同分科会の審議報告などを踏まえて平成30年4月からの報酬を提示した。

今回の改定では、地域包括ケアシステムを進めるための医療との連携、質の高いサービスの実現に向けた自立支援・重度化防止の推進に関する評価が多く組み込まれた。

医療との連携では、特養の配置医師が深夜などに診療した場合の加算を新設し、一定の医療提供体制を整えて施設内で看み取った場合の報酬を手厚くする。

ケアマネ事業所が医療機関などと入退院時に連携する評価を充実させ、がん末期に頻回に訪問するなどした場合の加算を創設する。

認知症グループホームでは常勤の看護職員を配置する場合に評価する。

医療と介護を一体的に提供する介護医療院は、2タイプのうち医師の配置が手厚い1型は現行の介護療養病床（療養機能強化型）とほぼ同じ基準、報酬とする。2021年3月末までに介護医療院に転換すると加算がつく。

障害者が65歳になっても、これまでの事業所を継続して利用できるよう通所介護、訪問介護、ショートステイで創設する共生型サービスの基本報酬は、通常の介護報酬と区別する。例えば障害福祉の生活介護事業所が要介護者にデイサービスを行う場合、本来の介護報酬の単位数に100分の93を乗じる。

一方、自立支援・重度化防止では、通所介護にアウトカム（成果）評価を導入する。食事や排せつなど日常の動作の状況を測る「バーセルインデックス」を指標とし、一定期間内に維持・改善がみられた場合の加算を新設する。

プロセス（過程）評価として、特養と老人保健施設における褥瘡じょくそう防止の取り組みに加算を設ける。施設系サービスでは排せつに関する計画を立て実施した場合、一定の間、高く評価する。

通所介護や訪問介護、特養などでは外部のリハビリ職などと連携して取り組んだ場合に評価する。

訪問介護の基本報酬は、身体介護中心型は1%以上上げ、生活援助中心型は1%程度下げる。生活援助は来年度創設する新研修（60時間程度）の修了者が提供しても介護福祉士と同じ報酬とする。

身体拘束について職員研修などを義務付け、未実施の場合の減算幅を10%に引き上げる。

そのほか人材の有効活用に向け、特養とショートステイで見守り機器を導入し、要件を満たした場合に夜勤の人員基準を緩和する。

サービスの適正化では、通所介護の時間区分を2時間から1時間に変えてきめ細かく報酬を設定し、大規模事業所の報酬は下げる。福祉用具貸与は全国平均額を公表し上限額を設ける。

事業所と同じ建物などに住む利用者にサービスを提供する場合の減算は、10%減の対象を一般の集合住宅にも広げ、1月当たりの利用者が50人以上の場合は15%減とする。

各サービスの基本報酬は、特養が約1.8%増（地域密着型特養は約3.1%増）、居宅介護

支援（40件未満）が約1.1%増などとなった。しかし「サービスごとの増減は一概には言えない」（厚労省）と言うように、実際には加算の取得などにより事業収入は変わってくる。

平成29年の老人福祉・介護事業の倒産は過去最多の111件となり、特養の赤字施設は3割に上るなど、29年度のマイナス2.27%改定の影響は尾を引いている。加えて今回の改定では介護職員の処遇改善に直結する項目はなく、事業者団体からは「本来は基本報酬だけで運営できるようにすべきで、加算ありきはおかしい」といった声も聞かれる。

## **第70回保健文化賞 募集案内**

保健衛生および関連する福祉等の分野において、優れた実績をあげた団体および個人に贈る第70回「保健文化賞」（2018年度）の募集を開始した。

保健文化賞は昭和25年に改定依頼、第一生命保険株式会社が主催し、厚生労働省、朝日新聞厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団の後援により毎年継続して実施している。

- 対 象：1. 保険衛生(関連する福祉等を含む)を実際に著しく向上させた団体あるいは個人。  
2. 保険衛生(関連する福祉等を含む)の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人。

募集期間：平成30年2月1日(木)～平成30年4月16日(月)※当日消印有効

応募方法：既定の用紙(候補調査書)を使用して下さい。

※応募用紙は必ず推薦を得てご提出下さい。

審査・発表：平成30年8月下旬

そ の 他：以下の諸団体には応募用紙を送付しています。

都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区や、医学部、歯学部、薬学部、看護学部または福祉学部を有する大学、その他関係機関及び団体等

▽詳しくは第一生命HP→ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

## **「録音図書」作成しやすく～身体障害者向け、法改正へ～文化庁**

文化庁は、本の内容を音声化した「録音図書」を、手が動かないなどの障害によって読書が困難な人向けにも作りやすくするため、著作権者の許諾を得なくて済む著作権法の例外対象に加えることを決めた。近く閣議決定する同法改正案に例外拡大を盛り込み、今国会での成立を目指す。

現行では、視覚障害者向けの作成は許諾を不要としているが、本を持ったりページをめくったりすることが困難な人は、対象になっていない。許諾手続きがなければ一層の普及につながると期待している。

公立図書館などが利用者の求めに応じて、録音図書の音声データを電子メールで送信することも併せて可能にする。

## 災害時に指さし意志伝達 群馬県前橋市がボード配備へ

災害が起きた時、聴覚障害者や外国人らが避難所などで周囲の人と円滑に意思疎通がとれるよう、群馬県前橋市はイラストや文字を指さして意思を伝える「災害時用コミュニケーション支援ボード」を作った。市内76カ所の指定避難所に配備する。

ボードはA4の大きさに10ページあり、めくって使う。何らかの障害で言葉で意思表示するのが難しい人や筆談が苦手な人ともやりとりができるよう、大きくわかりやすいイラストや記号で表現されている。外国人にも対応できるように英語の表記も付けた。

掲載されているのは50音表のほか、「気持ちが悪い」「せきが出る」「熱がある」など体調やケガを示すイラストや、「相談したい」「トイレに行きたい」「手伝ってください」といった困りごと、相談ごとなどの項目がある。

指定避難所で作成する「避難者カード」の聞き取りに使えるよう質問項目が設けられ、配慮してほしいことが伝えられるよう障害の種別や妊娠、アレルギーなどを問うものもある。

▽コミュニケーション支援ボード▽

[http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/188/195/p015011\\_d/fil/7.pdf](http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/188/195/p015011_d/fil/7.pdf)

## 平成29年度 第2回障連協セミナー 開催案内

テーマ：「第4次障害者基本計画の考え方～障害者権利条約をふまえて～」

講師：阿部 和彦 氏

東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授

日本身体障害者団体連合会 会長

主催：（社福）全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会

日時：平成30年3月5日（月） 午前10時20分～12時

会場：全国社会福祉協議会 第6・7会議室

東京都千代田区霞が関3-2-2 新霞が関ビル5階

参加費：1,000円

申込先：障害関係団体連絡協議会事務局 担当：永田、寺西、高柳

☎03-3581-6502 FAX：03-3581-2428

E-mail [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp)

▽詳しくはこちら→ <http://www.aigo.or.jp/archives/2018/292.html>

## \*会長・事務局長交代のお知らせ\*

○山梨県肢体不自由児者父母の会連合会

前：会長 小中澤 春男 氏 → 新：会長 小俣 壱嵯於 氏（平成30年1月12日付）

○島根県肢体不自由児者父母の会連合会

前：事務局長 石津 浩 氏 → 事務局代行：足立 裕 氏（平成30年1月14日付）

## 「笑顔をあきらめない。」写真コンテスト 開催案内

日本理学療法士協会は「笑顔をあきらめない。」をキャッチコピーに病気や加齢などの何らかの理由により、身体の障害や生活に支障が生じた場合、当事者やそのご家族がその人らしい生活が送れること、また、そのような地域社会を築くことを目指している。

その思いや活動をより多くの方にご理解頂き、活動の輪が広がるように写真コンテストを開催している。

### ○応募作品概要

「笑顔をあきらめない。」をメインテーマとし、理学療法士の活動に関するオリジナリティあふれる写真作品を、医療・介護・研究・スポーツなど様々な領域にて幅広く募集。

### ○応募資格

- ①国籍、年齢、性別、経験（プロ、アマチュア）は問いません。
- ②個人またはグループでの応募が可能。
- ③16歳未満の方は、保護者の同意が必要。応募された場合、保護者の同意があったものとみなします。

### ○応募期間

平成30年1月9日(火)～6月15日(金)まで

※データ受付：最終日の23時59分まで

※郵送：最終日の郵便切手消印日もしくは宅急便受付日

### ○応募方法

#### ①WEBでの応募

応募要領の内容について必ず了承したうえで専用投稿フォームまたはメール添付にて送付。

宛先アドレス：[news@japanpt.or.jp](mailto:news@japanpt.or.jp)

#### ②郵送での応募

応募用紙を印刷し、郵送にて以下の宛先まで送付下さい。

宛先住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-8-5

公益社団法人 日本理学療法士協会 事務局秘書広報課「写真コンテスト応募」

○贈賞 最優秀賞（1点）賞状・賞金5万円 優秀賞（2点）賞状・賞金3万円

佳作（数点）賞状・賞金5千円

### ○問合せ先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-8-5

公益社団法人 日本理学療法士協会 事務局秘書広報課

☎03-5414-7911 FAX03-5414-7913

▽詳しくはこちらから▽

[http://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/photocon\\_01\\_171218.pdf](http://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/photocon_01_171218.pdf)

## \*災害義援金 ご報告\*

全国からお寄せいただきました災害義援金について。大寒波の影響で大雪にみまわれた福井県肢連・石川県肢連へ下記の通り見舞金として送金いたしましたのでご報告します。

平成30年2月9日	福井県肢連	見舞金	¥100,000-
-----------	-------	-----	-----------

平成30年2月9日	石川県肢連	見舞金	¥100,000-
-----------	-------	-----	-----------